

## 平成21年 教育委員会第7回定例会 会議録

日 時 平成21年4月28日(火) 午後3時00分～午後4時55分  
場 所 教育委員会室

### 議事日程

#### 第 1 議案

##### 【図書・文化資源担当課】

- (1) 『議案第18号』(仮称)日比谷図書館・文化ミュージアム基本計画(案)

#### 第 2 協議

##### 【こども総務課】

- (1) 千代田区教育委員会環境配慮方針

##### 【育成・指導課】

- (1) 平成22年度使用 千代田区立九段中等教育学校後期課程用教科書採択にかかわる基本方針

#### 第 3 報告

##### 【こども総務課】

- (1) こども・教育部 組織目標(案) 【秘密会】
- (2) 九段中等教育学校 発達障害支援体制調査研究

##### 【副参事(特命担当)】

- (1) 新型インフルエンザに対する千代田区の対応

##### 【育成・指導課】

- (1) 平成21年度 千代田区立中学校・中等教育学校生徒海外交流教育に伴うウェストミンスター市立学校生徒の来日交流日程
- (2) 平成21年度 千代田区立中学校・中等教育学校生徒海外交流教育に伴うウェストミンスター市立学校への生徒派遣

##### 【こども支援課】

- (1) 病児・病後児保育派遣利用補助
- (2) 子育て応援特別手当支給状況

#### 第 4 その他

##### 【教育長職務代理人】

- (1) 教育委員の選任について

##### 【こども総務課】

- (1) 教育委員会会議録作成について
- (2) 九段中等教育学校の校舎改修

##### 【副参事(特命担当)】

- (1) 給食事故

##### 【育成・指導課】

- (1) 全国学力調査・区達成度調査報告

## 出席委員（４名）

教育委員長	市川 正
教育委員長職務代理者	堀口 雅子
教育委員	福澤 武
教育長職務代理者	島崎 友四郎

## 出席職員（９名）

特命担当部長（次世代育成担当）	立川 資久
こども総務課長	峯岸 邦夫
副参事(特命担当)	門口 昌史
育成・指導課長	坂 光司
こども支援課長	関 成雄
こども施設課長	佐藤 尚久
児童・家庭支援センター所長	吉野 紀子
図書・文化資源担当課長	藤本 和彦
育成・指導課統括指導主事	内藤 千春

## 欠席職員（１名）

参事（こども健康担当）	大井 照
-------------	------

## 書記（２名）

総務係長	小宮 三雄
総務係員	成畑 晴代

市川委員長

それでは、ただいまから21年の教育委員会第7回定例会を開会します。

本日は、大井参事は公務のため欠席で、立川特命担当部長とそれから佐藤こども施設課長が公務の都合で若干遅れると、こういう連絡がございました。

それで、今回の署名委員ですが、堀口委員さんをお願いいたします。

本日の議事日程はお配りしてあるとおりですけれども、第3、報告の、こども総務課の（1）こども・教育部 組織目標（案）は、政策形成過程の報告であるため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第6項ただし書きの規定に基づき、非公開といたします。秘密会とするという意味ですので、その可否を求めますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(異議なし)

市川委員長

それでは、全員賛成ということで非公開といたします。

それでございますので、ただいま申し上げました、こども・教育部の組織

目標（案）については、議事の日程の最後に、関係者以外退席していただいて審議に入る予定でございます。よろしく願いをいたします。

## ◎日程第1 議案

### 図書・文化資源担当課

#### (1) 『議案第18号』（仮称）日比谷図書館・文化ミュージアム基本計画（案）

市川委員長	それでは、日程第1、議案に入りたいと思います。
	議案第18号、仮称でございますが、日比谷図書館・文化ミュージアム基本計画（案）。それでは、説明してください。
図書・文化資源担当課長	それでは、（仮称）日比谷図書館・文化ミュージアム基本計画（案）について、前回協議をさせていただきました内容から、大きな変更はございません。
	1点、本文の14ページを開けていただけますでしょうか。こちらに施設整備の基本方針とございますが、このうちの②地球温暖化対策、「千代田区の地球温暖化対策の趣旨を踏まえた、施設や設備の整備を行う」ということで、これは具体的には、太陽光パネルですとか、あと、よくミュージアムとかで使われておりますが、LED照明を入れるとか、そういった省資源・省エネルギーに配慮した施設整備を行っていく趣旨の文言を追加いたしました。
	これ以外には変更はございません。
市川委員長	説明は以上ですか。
図書・文化資源担当課長	はい。
市川委員長	ご意見、ご質問等がございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。どうぞ。
堀口委員	大変細かいことになるんですが、この間、障害者のトイレの話の勉強会があったんですが、障害といっても非常に幅広いので、その辺をよくよく検討して、よろしくお願いします。
図書・文化資源担当課長	はい。一応、各階に、いわゆる「だれでもトイレ」のようなものを設置する予定しております。現在は、どの階も男子トイレか女子トイレかどちらかが段差がある状態になっておりますので、それはちょっと、構造上解消できないということで、それとは別に、誰でも入れるトイレを各階に1つずつ整備する予定でございます。
堀口委員	その勉強会の時に、本当に、色々な障害を持っている方がいるということで、特に女性の、血液がついたのやなんかを洗うのだとか、私たちがわからないようなことがありましたので、幅広く、どうぞ検討してください。
図書・文化資源担当課長	はい。幅広く検討いたします。
福澤委員	これ、玄関から入っていくときは、入れるんですか、スロープで。

図書・文化資源担当課長 はい。現在、階段を何段か上がっていかねばいけない状態で、それ  
 もかなり施設の敷地一杯になっていますので、そこはちょっと苦しいところ  
 なんですけれども、リフトを付ける形で車椅子でも入っていけるように  
 するという方法を考えております。現在、横にスロープが付いているんで  
 すけども、すごく長いスロープで、そのスロープにたどり着くためには何  
 十メートルも戻らなきゃいけない状態ですので、そこは何とか解消したい  
 と思っています。

堀口委員 リフトだと、誰かの、人の手をかりなくちゃいけないんですか。

図書・文化資源担当課長 そのあたりは、入り口に案内の者がおりますので、直ちに案内の者が対  
 応するというような形になるのかなと考えています。

堀口委員 本当を言ったら、段差のないスロープが一番良いんですね。

図書・文化資源担当課長 そうなんですよね。

堀口委員 それはとても無理なんですか。

図書・文化資源担当課長 はい。今の状態でスロープを付けると、かなり急な角度になってしまう  
 か、大きく迂回しなければいけなくなるということがありまして。

堀口委員 現場を見ていないから勝手なことは言えないけども。できれば、もっと  
 気楽にやれるように、最善の努力が必要かと。

図書・文化資源担当課長 そうなんですよね。建物が三角形で、敷地一杯のところ建っているの  
 で、そこから先にスロープを延ばすというのがちょっと難しいのと、あ  
 と、1階の床面が大体、公園の普通の地面よりも2メートルぐらい段差が  
 あるという、かなり高床式の建物になっていますので。

堀口委員 そういうあたりは、福澤さんあたりの知識の領域。

福澤委員 それはやっぱり、狭いところでは、しかたがないですよね。

図書・文化資源担当課長 ベストの対応をいたします。

堀口委員 それは、障害を持っている方たちの意見というのは、かなり、建築のと  
 きにも、意見は反映されているんですか。自分たちが自分たちの領域で考  
 えているんですか。

図書・文化資源担当課長 そうですね。設計は、まだこれからということになりますので。

堀口委員 だから、そういう領域の方たちの知識が、意外なものを展開してくれる  
 かどうかという意味で、実際の利益をこうむる方たちが、それにある程度  
 どれぐらい関与するのか。健常者が考えるのと、障害を持った方たち  
 が考えるのと、視点がちょっと違うから。

図書・文化資源担当課長 設計の際に、そういう色々な方の意見を聞きながら決めていくようにし  
 たいと思っています。

堀口委員 そうですね。どうぞよろしくお願いします。

市川委員長 他にいかがですか。よろしゅうございますか。  
 (「なし」の声あり)

市川委員長 はい。それでは、議案の第18号につきまして採決します。  
 賛成の方の挙手をお願いします。  
 (賛成者挙手)

市川委員長

ありがとうございました。全員賛成につき、決定することといたします。

◎日程第2 協議

こども総務課

(1) 千代田区教育委員会環境配慮方針

育成・指導課

(1) 平成22年度使用 千代田区立九段中等教育学校後期課程用教科書採択にかかわる基本方針

市川委員長

次に、日程第2、協議に入りたいと思います。

協議事項は2件ですね。最初に千代田区教育委員会環境配慮方針について、こども総務課長より説明をしてください。

こども総務課長

それでは、千代田区教育委員会環境配慮方針ということで、ご説明させていただきます。

裏面に千代田区としての千代田区職員環境配慮方針というのが、3月16日に策定されたところであります。このISO14000からCESへの移行につきましては、3月10日の教育委員会で特命担当副参事からご説明したとおりでございますけれども、今年度、21年4月から、ISO14000からCES千代田エコシステムへ移行するというものでございます。そのときに説明させていただいたものとしまして、環境教育の充実、こども教育部門については二本柱をうたっておりまして、環境教育への充実、推進、また、省エネルギー、省資源の活動ということをやりたいというふうに考えておりました。

活動内容の主な変更点としましては、今まで外部審査ということで、7月に行っていたものを、今年度は、11月に定期監査を行うというものでございます。今までISOの監査を受けておりましたけれども、第三者機関であります、区独自でお願いするCESの推進協議会、これは区民、企業、大学が合同で設立した機関でございますけれども、そちらの認定を受けていくということでございます。また、認証の登録範囲としましては、教育部門、今まで全体でございましたけれども、個々の学校、園、館、児童館等で認証を取得するというので、この教育委員会が出します環境配慮方針に基づき、各学校、各園、各児童館等で認証を、それぞれが取得していくということになります。

それから、今まで作成書類では、ISOの場合ですと、35種類ほどの書類を作成しておりましたけれども、CESに移行しました段階では14種類ということで、若干少ないので負担が軽くなるということでございます。それから、今まで、こども総務課で環境推進事務局を担っていたわけですが、今回、このCES事務局を、環境・温暖化対策課に統合するというのでございます。

そういうことで、千代田区の教育委員会環境配慮方針を下記のとおり作成いたしましたけども、基本方針のところ、特に子どもたちへの環境教育の充実、また、自然とふれあう機会を増やし、自然を大切にする気持ちを育てる、また、節電、節水、リサイクル活動について、子どもたちがエネルギー、資源を大切にする心を育む。園・学校の運営に当たっては、省エネ機器の導入、緑化の推進に取り組む、また、グリーン購入を推進しますということで、これらの活動につきまして、広く一般に公表していくということでございます。

本日は、協議という形で出させていただきまして、次回、議決、議案としてお出ししたいところですが、4月1日に出さなくてはならないので、もしこの案でよろしければ、本日、議決までいただきたいなというふうに考えております。

なお、ISOにつきましては、ISOの認証専門機関へ、20年度をもってお返ししたということでございます。

説明は以上でございます。

市川委員長  
福澤委員

はい。ご質問等ございましたら、ご発言をお願いします。

これ、児童に対して、こういう教育をするというので、非常に大切なことだと思うんですけども、WWFというのをご存じですか。

島崎教育長職務代理者  
福澤委員

世界自然保護基金。

そうそう。私、あそこの日本の理事をやっているんですけど、あそこでは、子どもというか学童用の色々なビデオを作っているんですよ。自然保護、要するに、ああいうのは子どものときからそういう心を植えつけなきゃいけないんでね。そういうビデオ等を作っていますから、学校に貸し出したなりなんかしているんです。ああいうものも、ちょっと内容を調べて利用させたらどうですかね、学校で。

堀口委員  
福澤委員

何ていうんですか。何ていう会。

WWF——ワールド・ワイド・フアンド・フォー・ネイチャー、世界自然保護基金というんですがね。

こども総務課長

ISOを導入してから、小学校また保育園と幼稚園につきましても、環境教育ということでは、育成・指導課を通じまして推進してまいりましたけども、今、福澤委員がおっしゃられた、そういう自然保護のビデオの貸し出しだとか、その辺につきましても、また、進めていきたいというように考えています。

福澤委員

事務局には話しておきますよ。多くの学校に何かやっているようなので千代田区でも使っておられるかなと思っていたんですが、今までは、まだないですか。事務局は聞いていますか。

内藤統括指導主事  
福澤委員

今のところはないです。

ないですか。

島崎教育長職務代理者

学校現場が指導するに当たっての基本的な考え方とか方法については、育成・指導課でガイドラインを作って、現場に指導していますので、今回こう

いったお話をいただきましたので、教育手段の1つとして、学校に情報提供したいというように思います。

それから、これ、ISOのときには、本庁部門と教育部門というのが別々にございまして、それぞれ本庁部門は、千代田区長名で環境配慮方針を作っ  
て、教育部門は、教育委員会として教育長名で環境配慮方針を作っていたん  
ですけれども、昨今、地教行法の改正もございまして、教育委員会の基本的な  
方針については、教育長に委任するのではなくて、教育委員会で議論して決  
めなさいということになりましたので、今回もそういうような考え方に則っ  
て、教育長に委任して教育長名でこの方針を作るのではなくて、教育委員会  
として作るという形にさせていただきました。そういう考えのもとに、今回  
は教育委員会名ということで。

市川委員長 はい。他によろしゅうございますか。ご意見等、ございますか。

ちょっと、物を知らなくて恐縮なんですけども、(4)のところにグリーン  
購入を推進しますと、書いてある。グリーン購入というのは、1つのまとま  
った、何か特別な意味がある言葉なんですか。具体的にはどういうことをす  
るんですか、グリーン購入って。

こども総務課長 鉛筆とか再生品、リサイクル品を使っていくという。それを全体でグリー  
ン購入と言うんですね。

島崎教育長職務代理者 前まではリサイクル品の活用というような言い方があったのかな。ただ、  
区全体の環境配慮方針の中に、グリーン購入の推進という文言が既に入っ  
ていましたので、それを受ける形でこちらもこういう、今回の表現にするとい  
う。

市川委員長 何をするのかというのを聞きたいんですが。

こども支援課長 区が原則、物を買うときに、再生されたノートだとか、再生された鉛筆だ  
とか、それからファイルだとか、そういう物を買っていきますよというこ  
とです。

市川委員長 それをグリーン購入という1つの言葉であらわしているわけですか。

こども総務課長 そうですね。

島崎教育長職務代理者 リサイクルマークがついた商品を優先して、率先して買いますというこ  
とです。

堀口委員 そうすると、緑化とつながるんですか。

こども支援課長 いや、これはグリーンって、緑化という意味ではないと思います。

市川委員長 すみません。突如、初歩的な質問をしまして。

福澤委員 だけど、このごろ特別そういう言葉を使うから、みんな知っているのかな  
とあってね。

こども総務課長 業者は、そういう意味ではもうよく知ってしまして、グリーン購入という  
ことで指定すると、そういう再生品を、リサイクル品を持ってくることにな  
っている。

堀口委員 それ、千代田区だけの話ですか。

こども総務課長 いや。

堀口委員 全国。知らないのは我々だけだったということですかね。

図書・文化資源担当課長 法律で、いわゆるグリーン調達法という法律がありまして、それでグリーンという言葉を使うんですけど。それに適合しているものは、いわゆるエコマークがついていて、公的機関が調達する場合は、なるべくそれに合ったものを買いなさいという法律なんです。

市川委員長 ありがとうございます。

島崎教育長職務代理者 一番わかりやすい説明でした。

福澤委員 こういうのも、このごろリサイクルを非常に色々やるようになったけど、子どもたちに、これはもう、家庭の親を躰けるしかないことだけど、ごみを捨てる分別を子どもにやらせたいんですよ。ペットボトルはここに捨てるのか、それから、ペットボトルに張り紙がしてある、あれをはがさなきゃいけないでしょう。あんな面倒くさいことと思って、僕はやらざるを得ないのでやっているけど、ちっちゃい子どものときからああいうことをやる、そういうことを習慣づけると良いんですよ。

堀口委員 まず、親だなあ。親がやっちゃう。そんなこと言ってるうちに、やっちゃうんですよ。

福澤委員 親がやっちゃう。親から見ると、まどろっこしくて、ばーっと自分でやっちゃったほうが良いと思うんだと思うけど、子どものときからやらせないでだめですよ、それは。

こども総務課長 これ、役所のなかでは随分、分別収集したり、ペットボトルのキャップを集めたり、それはやっていますけど、家庭でこれをやっていくのは……。

堀口委員 家庭とつながるんですね。

島崎教育長職務代理者 以前に保育園の運動会に出たときに、ゲームの中にリサイクルが組み込まれて、子どもたちが色々な雑多なものの中から、これはこっちに入れるとか、これはこっちに入れるというのを、運動会のゲームの中で実践的に体験させるようなものを保育園でやっていました。だから、それぞれ学校現場で色々な工夫はしているとは思いますが、やっぱり大事なことです。

堀口委員 やっている子を褒めてあげたり。

市川委員長 それでは、よろしゅうございますか。

先ほど、こども総務課長から、このままでよろしければこのまま決定して、次の議案として提出しないというようなことができればお願いしたいというような話がありましたので、その点はどうでしょうか。特に、改めて次回に諮るといふことが必要かどうかということなんです。

堀口委員 これで、今日でオーケーです。

市川委員長 よろしゅうございますか。

(了 承)

市川委員長 それでは、そういうことですので、協議、その後、議案第19号として決定しました。

それでは、次ですが、平成22年度使用 千代田区立九段中等教育学校後期課程用の教科書採択にかかわる基本方針につきまして、育成・指導課長から



説明してください。

育成・指導課長

はい。お願いいたします。お手元の資料にありますように、九段中等教育学校後期課程、いわゆる高校に相当する部分の教科書について、今年度の教科書採択をするわけですが、その基本方針ということでまとめましたので、ご確認いただければと思います。

この説明に入る前に確認なのですが、小中学校、中等教育学校の前期課程も含めて、義務教育課程についても、採択を教育委員会としてお願いしているわけですが、小中学校も、中等教育学校の前期課程も教科書につきましては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づいて、地域内で教育委員会が一括採択して認めるという形をとっておりますので、図書選定委員会を立ち上げて、教育委員の皆さんに選定していただくための資料を作成し、教育委員会に諮って採択をお願いしております。

ただ、今日お話しさせていただく中等教育学校の後期課程については、高校部分について生徒の実態・実情が、各学校で非常に幅広くございますので、この資料の3の冒頭のところにありますように、九段中等教育学校の校長が教科書の選定を行うと。校長の権限と責任で選定を行い、教育委員会に報告して、教育委員会で採択するというので、小中学校と若干異なっております。校長の権限と責任で選定するわけですが、そのときの方針ということで、教育委員会が示しているものを今日ご覧いただいております。

次に、資料の2になりますけれども、まず、東京都教育委員会が作成する高等学校用教科書調査研究資料という厚い冊子がございますけれども、これを活用して研究を進めてください。そして、各学校で選定委員会があるんですけれども、ここで独自の研究をして選定と判断をしてくださいということになっています。大まかな括りとしては、2の(1)のア、イ、ウ、エにあるような内容ですとか、分量ですとか、表記、使いやすさ、それから、発展・補充の構成など、九段中等教育学校の生徒に合ったものを選んでくださいねという形でまとめて、方針として掲げているものでございます。

この基本方針をお認めいただけましたらば、この形で学校に作業を進めるように指示したいと思います。7月末にこの選定を終えて、8月末に教育委員会で採択をしていただくような、こんなスケジュールで進めさせていただければと思っております。

よろしく申し上げます。

市川委員長

はい。ご質問等、ございましたらどうぞ。

要するに、高等学校の後期の教科書を使うのは1校しかないわけだから、校長に選ぶことを任せると。任せるについては、3にあるようなことを念頭に置いて選定してくださいよ、教育委員さんにはその点で何かご意見があればと、こういう趣旨で良いんですか。

育成・指導課長

はい、結構です。

市川委員長

いかがでしょうか。

堀口委員

初めてのことから、大変なことで。高等学校は。

育成・指導課長 いえ、後期課程が始まった段階で、毎年、これは既に実施させていただいております。

堀口委員 でも、それは、今まで高校生の部分はいなかったと。

育成・指導課長 いえ、本年度3学年揃っていますので、既に3回分は実施しています。

市川委員長 最初は中学だけで始まりましたよね。それから、1年進行するごとに高校生の部分が始まりましたから、1年生分を2年目にやり、2年生分を次にやり、今度3年生分をやったと、そういうことですね。

育成・指導課長 そうです。

堀口委員 そうすると、新しいことではないわけですね。

市川委員長 これ自体は前にもやっていますよね。

育成・指導課長 はい。昨年もやらせていただいております。

堀口委員 そうすると、校長さんが。

市川委員長 そうですね。普通は、義務教育は、たくさん学校がありますから、研究会を立ち上げて、閲覧をしてそうやって選んでいますよね、千代田区も。ですけども、高等学校は1つしかないの、校長さんにその権限を任せますよということが良いですね。

育成・指導課長 小中学校につきましては、数年ごとに採択をしておるんですけども、中等教育学校の後期とそれから特別支援学級の教科書は、毎年、採択をお願いします。そのインターバルがちょっとずれますので、これだったかしらとお感じになったのかと思うんですけども、これに関しては毎年お願いしているものです。

市川委員長 そうですね。英語の教科書かなんか、この前、幾つか変えましたよね、たしか。そうでしたね。

育成・指導課長 はい。

市川委員長 ということ。

福澤委員 この2の(1)のところに、色々要件が出ているんですが、ア、イ、ウ、エで、ここで「表記・表現及び使用上の便宜」ということが出ているんですけど、この「使用上の便宜」とはどういうことなんですか。

育成・指導課長 生徒がその教科書を使う、平たく言えば、使いやすさですね。教科書を比べたときに、こちらの表現のほうが使いやすいんじゃないかと、どれがうちの学校の子どもたちにとって使いやすいかどうかを見ていただくと。

福澤委員 その表現の問題じゃないんですか。

育成・指導課長 物によっても違うのですが、例えば、写真だとか図解だとか、差し込まれている資料だとか、そういうことも含めて検討していきます。

福澤委員 いや、もう、今このメンバーは全部変わっていると思うから、ご存じないかもしれないけど、前に中学の教科書で、何か先生たちが色々検討して、それをまとめて、コメントが付いて出てきたと。その中で、この教科書は重いからだめだというのがあったんですね。重いと言うから、内容が重いのかと思ったらそうじゃなくて、重量なんですね。重量が重いってどういうことなんですかと言ったら、いや、子どもたちに教科書を持たせて授業をやるこ

とがあるから、そのときに重過ぎるというんだけど、教科書で漢和大辞典じゃあるまいし、そんな重いはないと思うんですよね。僕は、そのときに、もう、今の中学生って箸より重い物を持ったことがないのかと言ったんだけど、ああいうことって、本当に私には訳がわからないですね。それに対しての明快な回答というのはついに得られなかったけど。

ちょっとね、本当にそれを生徒が持つのに重いなんていうことで不適當だったら、だって、そんなめちゃくちゃ重い教科書なんて、ちょっと考えられないでしょ。あの辺が、非常にびっくりしたんですけどね。ああいうコメントを付けて、学校の先生たちが教育委員会に出してくるというのはね。恥ずかしいと思わないのかと言ったんだけど。そういうことがあったんです。

市川委員長  
育成・指導課長

ああ、そうですか。

具体的な選定理由を含めて報告をいただくようになっておりますので、その中で、必要に応じて、また、今日のお話などをご紹介させていただいたりしたいと思います。

市川委員長

少なくとも、重いからだめだなんていうのは、本末転倒も甚だしいですね。

福澤委員

本当にびっくりした。

市川委員長

いかがでしょうか。ご意見等、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

市川委員長

なければ、7月に報告書をもって、8月に採択をこの教育委員会で決定すると、こういうスケジュールですね。それでは、そのように取り計らってください。

(立川特命担当部長、佐藤こども施設課長 入室)

### ◎日程第3 報告

#### こども総務課

- (1) こども・教育部 組織目標(案)
- (2) 九段中等教育学校 発達障害支援体制調査研究  
副参事(特命担当)

- (1) 新型インフルエンザに対する千代田区の対応

#### 育成・指導課

- (1) 平成21年度 千代田区立中学校・中等教育学校生徒海外交流教育に伴う  
ウェストミンスター市立学校生徒の来日交流日程
- (2) 平成21年度 千代田区立中学校・中等教育学校生徒海外交流教育に伴う  
ウェストミンスター市立学校への生徒派遣

#### こども支援課

- (1) 病児・病後児保育派遣利用補助
- (2) 子育て応援特別手当支給状況

市川委員長

次に、日程第3ですね。九段中等教育学校の発達障害支援体制調査研究。

育成・指導課長 先生、よろしいでしょうか。今、委員長にまとめていただいたのですが、次回に議案として提出させていただいて、その場で再決定ということをお願いできますでしょうか。

市川委員長 それは構わないんですが、先ほどの件と同じように、この方針で教科書を選定してもらおうというように事務を進めてもらって。

育成・指導課長 よろしいですか。

市川委員長 よろしいというか、これでお諮りしたんですけどね。改めて、また同じことでこの文書を配られて、それで決めるということではなくて、議案として取り扱うという、そういうつもりで私はしたつもりなんです。よろしゅうございますよね。また、再び同じ資料を配って、それで議案として賛成の方に挙手を願いますという手間をとらないで、ここで決定をする、と。よろしゅうございますね。そういうことでお願いしたいと思います。

育成・指導課長 はい、ありがとうございます。

市川委員長 それでは、次は、新型インフルエンザに対する千代田区の対応ということで。

副参事(特命担当) それでは、私のほうから、新型インフルエンザに対する千代田区の対応につきましてご説明を申し上げます。

資料は、本日、急遽作りしましたものですから、教育委員会資料と入っておりませんが、4月27日、28日、裏表で、メキシコと米国でのインフルエンザ疾患の発生に対する千代田区の対応、本日付が新型インフルエンザの発生に対する千代田区の対応につきましての1枚裏表の資料でご説明を申し上げます。

それでは、まず、4月27日、昨日付の資料のほうをご覧くださいと思います。

昨今、マスコミ等で報道がされているところがございますが、メキシコにおきまして、3月18日から4月23日にかけて、59例の死亡例を含みますインフルエンザ症状が発生をしたことを受けまして、東京都が4月25日の土曜日にプレスを発表をしたところがございます。それを受けまして、区としての対応をどのように行ってきたかというのをご説明申し上げます。

まず、27日付の文書のほうでございますけれども、「昨日」と書いてあります現状につきましてのところの丸の上から3つ目でございますけれども、千代田区保健所で、保健所長を会長とします「保健所内健康危機管理対策連絡会」というのを設置いたしまして、対応を行ったところがございます。

これにつきまして、どのようなことをしたかと言いますと、ホームページにメキシコと米国でのインフルエンザの疾患の発生に対する千代田区の対応としまして、豚インフルエンザにつきましての情報の提供をしたところがございます。それとともに、区民等でメキシコやアメリカに渡航した方等の相談窓口ということで、26日の日曜日でございましたが、設置をいたしまして電話相談を受けたというのが書いてあります。

教育委員会の対応といたしまして、3番に書いてあるところですが、新型

インフルエンザ大流行時の事業継続計画（BCP）、これはどのようなものかと申しますと、インフルエンザ等が大流行したときに、一般に行っています業務の中から、これはどうしても続けなければいけないというものを計画として出しまして、それ以外につきましては休止なり中止なりをするというような形のもので、実際に、その大流行時にやらなければいけないものだけを計画をするというものでございます。それを作成している部署においては、その計画内容を確認して、必ず実行できるようにという形の指示を出しております。

2番目といたしまして、ゴールデンウィークが重なるもので、その時の緊急時の関係機関・所管施設との連絡体制及び職員の連絡体制について、もう一度確認をし、何かあった時にはすぐに参集できるような対応を行うというようなものでございます。

そして、裏面のほうをご覧くださいませでしょうか。これが、本日付です。本日午前10時から、庁内で区長を本部長といたします「健康危機管理対策本部会議」を開催しました。これはどうしてかと申し上げますと、現状についてが一番上の丸ですけれども、WHOが、本日、警戒レベルを新型インフルエンザ発生と認められるフェーズ4、今まではフェーズ3でしたが、フェーズ4に引き上げました。これを受けまして、区としましては、2番目の丸ですが、千代田区健康危機管理のルールによりまして、危機管理レベルを、これもまた、2だったものを3に引き上げて、区長を本部長、条例部長、全部長、関係課長を本部員とする、先程の「千代田区健康管理危機管理対策本部」を立ち上げたところです。

その中で、当面の対応としまして、①から③が決定しているということです。

まず、①です。千代田保健所に「発熱相談センター」を設置し、相談を受ける。②としまして、ホームページ、先程から開設しておりますホームページに、さらに区の対応、発熱相談センターの設置、豚インフルエンザのQ&A、海外からの帰国者の方へ、連休中の海外渡航予定の方へ、医療機関の方へというお知らせ等の情報を提供するというものです。そして、最後、③でございますが、区民等へ啓発チラシを作成し配布をして、感染予防、家庭での対応、相談窓口等を周知をするというものでございます。

2番で今後の対応ですけれども、またこれが国内での新型インフルエンザ発生というようなこととなりますと、区長を本部長といたします「千代田区災害対策本部」を設置して、全庁的にさらに必要な対応を行っていくことになるということです。

子ども・教育部の対応としましては、今現在の対応として、先程ご説明しましたBCPの作成の確認と、あとは連絡体制等の確認を引き続き行っていくというものです。

今現在の区の対応状況等につきまして、ご説明申し上げます。

以上でございます。

市川委員長 はい。

島崎教育長職務代理者 何かご発言がありましたらお願いをいたします。

島崎教育長職務代理者 保健所が中心になって、啓発用のチラシの作成を今進めていまして、これができましたら、例えば新聞広告に折り込むとか、それから、町会だとかあるいは学校に配るだとか、それから、マンションに配るだとか、そういう形で対応しようという議論がなされています。それで、私もこの作成内容を踏まえて、学校ないし保育園の保護者用のチラシをアレンジする形で作って、明後日をめどに配布していきたいというように考えています。

市川委員長 特によろしゅうございますか。

島崎教育長職務代理者 都内で発生したりした場合には、もう、全学校、保育園、みんな休校・休園にする予定ですので、もしそうなったならば、かなり組織を挙げてそれなりの対応を緊急にでもしなくてはいけないなと考えています。

市川委員長 鳥インフルエンザのときに、そういう検討をしたことがあったんですって。

島崎教育長職務代理者 ええ。鳥インフルエンザのときに、こういう事態を想定して、庁内の全ての課は、BCPという事業継続計画を防災課に出してくださいということで、庁内の担当課は作成して出しているんですけども、学校や保育園の現場は基本的に全部休みになってしまうということで、休みになった場合を想定しての現場でのBCPは、まだ、作られていないので、これについては早急に、子どもたちが来ていない段階でも、学校はどういうことをしなければいけないかという計画を、教育委員会のほうで原案みたいなものを作って、現場に流していきたいと考えています。

市川委員長 今、教育長職務代理者が言ったように、新聞に折り込み広告を入れるでしょう。入れると、学校は一体どうなっているんだというようになりますよね、保護者にとっては。ですから、それは、時間差ができちゃうと、問題になりますわな。

島崎教育長職務代理者 折り込み広告の内容は、今現在、区が取り組んでいる窓口ですとか、相談の案内ですとか、それから、一般的な予防対策ですとか、海外へ渡航する場合の注意事項とか、一応その辺のところを想定していまして、それを踏まえて保護者にわかりやすいようにアレンジした、大体もう同じ内容の文書を新聞折り込みに先駆けて、学校には流すつもりでいます。

市川委員長 学校はどうするのかというよりも、うちの子どもたちをどうしたら良いんだということが基本じゃないのかしらね。同じようなものだったら、配る必要はそんなにないので。その辺は、時間的な制約の問題もあるんでしょうから、考えていただいたほうが良いんじゃないですか。同じようなものだったら。ねえ。

副参事(特命担当) はい。そういう意味では、今、委員長が言われたようにタイムラグがあるかと思います。本当に学校が休園・休校になる時期のタイミングもございませぬ。今現在では、新型インフルエンザに感染しない、感染を広げないため、どうしましょうかというようなことをお知らせをしていきたいと思っております。

ますが、ただ、やはり、学校の保護者の方にお知らせをするとなると、今、言われたようなところも、少し何らかの工夫をしながら、チラシを作成させていただきたいと思っております。

市川委員長

片方じゃ冷静に対応してくださいというようなことを、ニュースなんかでは盛んに言っていますよね。ただ、チラシを配ると、やっぱりそういう心配をされる保護者の方もいらっしゃるんでね。ちょっと老婆心ながら申し上げたんですけど。

よろしゅうございましょうか、本件につきましては。

(了 承)

市川委員長

それでは、次に進みたいと思います。

1つ飛ばしてしまいました。こども総務課の担当で、九段中等教育学校の発達障害支援体制調査研究について。これは、こども総務課長から説明を。

こども総務課長

それでは、報告させていただきます。

21年度の予算概要の中でもご説明させていただきましたけども、千代田区発達特別支援推進協議会、こちらの提言を受けまして、九段中等教育学校におきます特別支援教育のあり方について、今年度については、300万の委託料、予算がついておりまして、検討を進めていくということでございます。その検討に当たりまして、東京学芸大学にその辺の調査委託をかけたいということと、それから、内容につきましては、特別支援教育を推進するための適切な施設環境における検討ということで、バリアフリーを目指した環境整備であるとか、それから、施設整備、施設配置のあり方の提言等をいただくのが、ひとつ大きなところだと思います。

それから、現行、校内の支援体制では、もう十分やっておりますけども、今やっております実態を踏まえた支援体制づくりについても提言等をいただければというように考えています。それから、個別支援のあり方に関する検討についてもご研究いただくということで、この研究につきまして6月までに、ある一定の成果、報告書をいただきまして、次の施設改修時につなげていきたいなというように考えております。

ちなみに、この休み明けの4月30日に東京学芸大学の先生がお見えになりまして、育成・指導課長と私がこの会議に参加する予定でおります。

説明は以上です。

市川委員長

何か、ご質問、ご意見がありましたらどうぞ。

堀口委員

これは、この調査の期限は。

こども総務課長

6月。3カ月ほどで、もう、事前に中等教育学校のほうから、今の体制とか、協議会の報告書を、もう資料提供をしておりますので、専門の東京学芸大学のほうで今後のあり方についてご提言なり報告をいただけるものと思っております。その打ち合わせを4月30日に行いたいということで、教育委員会からも2人参加するようにしております。

市川委員長

よろしいですか。

(了 承)

市川委員長

それでは、次に移りたいと思います。

次は、育成・指導課ですね。平成21年度千代田区立中学校・中等教育学校の生徒海外交流教育に伴うウェストミンスター市立学校生徒の来日交流日程。それから、同じようなので、生徒の派遣。おいでになるほうと、派遣するほうと、これどうですか、2つ一緒にやっていただいて良いですか。

育成・指導課長

それでは、育成・指導課から、ウェストミンスター市立学校との交流について、報告をさせていただきます。

お手元の資料にありますように、5月22日から5月30日までの9日間、昨年、本区の中学生・中等教育学校の生徒を派遣しましたがけれども、そのホームステイ先の生徒が、今度、本区のほうにおいでいただくという、来日の交流でございます。例年10日間の予定で計画をしておるのですが、本区の中学校の修学旅行の日程の関係がありまして、1日ずれております。それで、同期間を確保する予定で調整をしたのですが、ウェストミンスター側の都合がどうしてもつかず、例年より1日短い9日間ということで実施するような予定でございます。

内容につきましては、学校生活体験ということで4日間、正確には3日と半日になります。それから、この9日間を家庭生活体験ということで、8泊9日を過ごしていただき、学校外の活動ということで、半日の都内見学と1日日帰り旅行、遠足の形で日光を見学します。この都内見学と日光の見学については、本区の中学生も同行する形で交流を深めてまいります。

なお、10人の交流になるのですが、ウェストミンスター側の都合で1名、昨年ホストファミリーとして受け入れていただいたご家庭の生徒の都合がつかず、今回1名だけ、新たに、去年ホームステイをしていない家庭からこちらに来日していただく生徒が1人加わる形になっております。

なお、お忙しいところ恐縮なのですが、5月27日水曜日の午後4時から、区役所の1階区民ホールで歓迎レセプションを予定しております。教育委員の先生方には、お忙しいところ恐縮ですが、ぜひご都合、ご調整いただければありがたいと思っておりますので、よろしく願います。また、委員長にはご挨拶をお願いできればと思っておりますので、よろしく願います。

受け入れ日程については以上でございます。

それから、資料を1枚めくっていただきますと、今度、派遣の計画になりますけれども、10月27日火曜日から11月6日金曜日の10泊11日の予定で、今度は、本区の中学生・中等教育学校の2年生を10名ほどウェストミンスターへ派遣する予定でございます。

これも、内容としましては、学校生活、家庭生活がメインになりますけれども、課題学習ということで、現地の施設等を若干見学する予定でございます。募集はこの連休明け、5月7日から募集をする予定でございます。

以上でございます。

市川委員長

はい。説明は以上ですが、何かご発言がありましたらお願いいたします。



よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

市川委員長

それでは、次に参りたいと思います。

今度はこども支援課のほうですね。病児・病後児保育派遣利用補助ということについて。

こども支援課長

それでは、お手元の資料に基づきまして、病児・病後児保育の見直しというところで、イメージ図を出してございます。

この目的でございますが、子どもが病気にかかった際に、家庭における看護や保育がどうしても不可能な場合のセーフティーネットとして整備し、子育てと就労の両立支援などを行うことにより、児童福祉の向上を図るというものでございます。

病児・病後児保育でございますけれども、施設型と派遣型を今現在、実施しております。施設型につきましては、図の左側になるんですけども、認証保育所において、ポピンズナーサリーという事業者が行っております。事業内容ですけども、委託事業者による契約料金制ということで、保護者負担が1日2,000円という形でございます。実績としまして、17年度から始まって、登録が毎年増えている。利用実績も若干ですけども、増えているという状況でございます。

一方、真ん中と右側ですけども、派遣型の病児・病後児保育でございますが、19年度からスタートした事業でございます。19、20年度とやっております真ん中の従来型でございますけれども、委託事業者による契約料金制ということで、日本デイケアサービスを通じまして、やっております。保護者負担も1万6,500円ということや、区に事前登録ということ、それから、登録自体は増えておるんですけども、図の真ん中でございますけれども、保護者の反応が良くない、利用実績が少ない理由として、利用料金の負担感がある、それから、利用手続が煩雑である、それから、一事業者と契約している関係から、事業者の選択ができないというようなことで、合わせて、慣れない派遣の保育者が来るので、それに対する抵抗感もあるというようなことで、内容について見直しを検討しておりました。

結果、見直し後でございますけれども、事業者につきましては、各自、選択した事業者によりまして、利用額の半分を助成するものに見直しました。年間4万円を限度に半分を助成するというものでございます。

なお、この見直しによりまして、派遣型の助成制度としては、23区の中の水準で申し上げますと、プラスになりますので、利用が進むのかなというようなことと、合わせて5月20日号の広報で周知をしたいと思いますっておりますけれども、それに合わせてパブリシティーも行いたいというように考えております。

説明は以上でございます。

市川委員長

何かご質問等、ございますでしょうか。

堀口委員

この生後57日というのは、何で生後57日って。

こども支援課長 保育で預かるのが、57日から保育園で預かっておりますので、そこに合わせたような形です。

堀口委員 わかりました。

児童・家庭支援センター所長 56日というのが産休明けというようなこともあるのかなと思いますけれども、生後8週間までは産休が取れますので、それ以降というのが産休明け保育になります。

市川委員長 なるほど。

堀口委員 でも、この派遣というのは、老人介護もそうだろうけど、どんな人が来るかによって違うし、しかも普通じゃない状態で預けるというのは、本当に心細いですよね。だから、そうすると、まだ、施設へ連れていっちゃったほうが、そこだと色々な人がいるから安心という。でも、そこへ連れていけないというジレンマですよ。

こども支援課長 私のほうで、目的のところでは申し上げたんですけども、いわゆる家庭における看護や保育がどうしても不可能な場合のセーフティーネットとして整備するというので、このサービスがあるからどんどん使ってくださいという形では考えておりません。そういう意味では、上限を4万円という、大体3回ぐらいになるんですけども、そういう条件を設けたりしております。前回、行った次世代のニーズ調査では、かなり病児保育のニーズはあるんですけども、やはり保護者に聞いてみると、そういう状況になったときに、家庭でしっかり見るというほうが、子どもに対して治りも早いし、心配だということで、サービスのニーズとしてはあるんだけど、実際に使うときにはなかなか難しいという話をしていたんです。

市川委員長 これ、見直したわけですから、従前のやり方はやめるわけですよ。

こども支援課長 はい。従前のやり方はやめますけども、派遣型を見直すということで、デイケアサービスを従来どおり使いたいという場合には、2分の1を同じように助成するということです。

市川委員長 なるほど。

こども総務課長 これ、昨年、教育委員会の事務の点検評価の中で、この広報につきまして、有識者の方から、やっぱりご意見をいただいて、実際には利用が少ないので、この辺を見直すなりということで、ご指摘をいただいたところを、関課長のほうが今回手直したということですね。

市川委員長 なるほど。

島崎教育長職務代理者 堀口先生がおっしゃったみたいに、どんな方が来ていただけるかが非常に大切なところで、今までは事業者が決まっていたから、例えば、前に上の子でこの人が良かったので、下の子もこの人ということにしようと思っても、それはできなかった。今回は、利用者の方が自分で事業者を選んで、そのかかった費用の半額を年額4万円を限度にこちらで補助しますということですから、利用者の方の思いが、より取り入れられる制度に変えさせていただいたということです。

市川委員長 それでは、よろしゅうございますか。

福澤委員	保育の資格が必要なんですか。
こども支援課長	派遣される人は各シッター会社によりますけども、看護師もおりますし、資格を持っている保育士もいますし、それから、そういう資格はないけども保育とかそういうのにベテランというか、随分慣れた方もいるという形で、そこは、どこでも事業者を選べるような形になった反面、今度は各保護者が選択する側の自己責任を負うような形になろうかと思えます。
福澤委員	別に法的な資格はないんですね。
島崎教育長職務代理者	資格はないです。
市川委員長	よろしいですか。
堀口委員	身に迫る、色々な、後のケアなんかを考えると大変だなと思えます。
市川委員長	それでは、次に移りたいと思えます。
こども支援課長	次は、子育て応援特別手当について。 それでは、またお手元の資料に基づきまして、ご説明をさせていただきます。
	国は21年3月に、20年度緊急措置ということで、定額給付金とともに子育て応援特別手当を支給することを決定しております。ついては、区の子育て応援手当の現状の取り組み状況をご報告いたします。
	記といたしまして、1つは手当の目的、それから、支給基準日、支給対象につきましては表記のとおりでございます。
	それで、4番ですけれども、支給対象児童ということで、千代田区におきましては、いわゆる4歳から6歳の未就学の第2子ということになると、450名程度ということでございます。支給額は3万6,000円でございます。
	支給日程でございますが、4月20日現在です。申請書は該当する450名、世帯にすると430名になるんですけど、430世帯に3月11日に送らせていただきました。受付は16日から9月までということで、4月20日現在、379通来ています。これは送った割合でいくと、87%の申請率でございます。現金振り込み済みは119件です。5月1日と5月8日にそれぞれ今、振込み手続を進めております。これが5月8日になりますと、全部で265件、事務手続が終わるということで、申請した方の7割については、支給事務が終わるということでございます。
	説明は以上でございます。
市川委員長	はい。 何かございましたらどうぞ。 (「なし」の声あり)

#### ◎日程第4 その他

市川委員長	それでは、もしございませんようでしたら、各課長から報告事項がありましたらどうぞ。
島崎教育長職務代理者	それでは、私から教育委員の選任に関する議論をお願いしたいと思います。

既に、教育委員会でもご報告申し上げておりますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成19年6月27日に公布されて、平成20年4月1日から施行されております。主な内容は、教育委員会の責任体制の明確化ですとか、教育委員会の体制の充実、教育における地方分権の推進、教育における国の責任の果たし方等でございます。

とりわけ、教育における地方分権の推進ということで、1つは教育委員の数の弾力化という条項が新たに改正内容に盛り込まれております。これは教育委員会が地域の実情に応じて、多様な地域住民の意向を教育行政に一層反映することができるように、教育委員会の委員を増員することができるようにするという趣旨から行うもので、委員定数は5人ですけれども、条例を改正することによって、6人以上とすることができるという内容の改正がなされています。

また、教育委員への保護者選任の義務化ということで、教育委員の中に保護者を入れることが義務化されています。これは、現に子どもを教育している者である保護者の意向が教育行政に適切に反映されるようにという趣旨から出された改正でございます。これにつきましては、この改正に対する国会答弁の中での幾つかの質問等がございまして、保護者選任については、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、実際に教育を受けておられる子どもを持っておられる保護者の意向の把握に資するために、委員のうちに保護者が含まれるようにするというところでございます。

また、教育委員の中に保護者の方がいらっしゃらない教育委員会については、委員の改選の時期に当たって、保護者の方を選任する必要があるという通知の内容となっております。保護者と言うのは、親権を行う者及び未成年後見人を言うということで、20歳未満のお子さんを育てておられる方を教育委員の中に選ばなくてはならないということでございます。

ご案内のとおり、千代田区では、昨年10月に前教育長の任期が切れまして、それ以降、本来、教育長の選任と保護者の教育委員への選任が行われることが望ましかったわけですが、現状で保護者の選任ないし教育長の選任も行われていないという状況が続いてございます。

ちなみに、23区の状況は、お手元に資料をお付けしてはございますけれども、ほとんどの区で保護者の選任が既に済んでいるという状況でございます。

それから、教育委員の人数につきましては、23区のうち、新宿区と北区、葛飾区が6人でございますけれども、あとの区は、人口が多いところも含めまして、現状5人の教育委員のまま保護者を選任しているというのが大半となっている状況でございます。

教育委員の選任、保護者の選任につきましては、先の第1回区議会定例会でも、教育委員さんの間できちんと議論がなされることが必要ではないかというご質問もございまして、3月28日の教育委員会でご議論をいただきました。堀口委員からは早く決める必要があるんじゃないか、それから、3人と

市川委員長  
 島崎教育長職務代理者  
 市川委員長  
 こども総務課長  
 市川委員長  
 こども総務課長  
 市川委員長  
 堀口委員  
 市川委員長  
 福澤委員  
 こども総務課長  
 堀口委員  
 こども総務課長  
 堀口委員  
 島崎教育長職務代理者  
 堀口委員  
 堀口委員  
 島崎教育長職務代理者  
 堀口委員

というのはやはり少な過ぎるし、女性の方が参加されたほうが、女性の物の見方ということも教育情勢に反映されてよろしいのではないかというご意見も承っているところでございますが、改めて教育委員の人数も含めまして、教育委員会で教育委員さんのご意見をいただけるものというふうに思っております。よろしく願いいたします。

はい。自由に意見を述べていただいて良いということですね。

はい。

要するに、保護者の方を入れるというのは義務化されている。人数を何名にするかというのは、原則は5名だけれども、条例を作ればそれは弾力化できますよと。ちなみに下げることにはできないんですな、区は。

できないですね。5人。法定です。

町は。

3人です。

3人ですか。ということでございますので、どうぞご意見を披瀝していただきたいと思います。

この間、言いました。

女性を入れていただきたいというのと。

もう一度確認したいんですが、保護者であるということは、さっきのお話だと、必ずしも学校に行っていなくても、未成年の子どもがいれば良いということなんですか。

それでよろしいということ——法的にはよろしいんですけども、未成年でなくなったとき、また、委員を選任しなくてはいけないというのが出てくるので、その辺を考慮したというか、また、学校に行って、教育現場にお子さんが通っている人の意見も聞きなさいというのが、法律の趣旨でありますので、19歳の子の保護者を入れて、2年たったら、また、次、保護者委員を入れるというのを考えますと、ある程度若い、お子さんが小学校とか中学校に通われている保護者を入れたほうが望ましいという。

元保護者で、そんなに年をとっていない、保護者が、ですから余り古くなっていないという方も良いかもしれない。

元保護者ではだめです。

1年ぐらい、まだ現役の考え方が残っていて、良いところがあるかな。

そうかもしれないけど、法の趣旨は、やっぱり、現在、お子さんをお持ちの方で、もし在任期間中にお子さんが成人してしまったら、次の教育委員の選任のときに、改めて、また保護者委員を選ばなくてはいけないという規定になっていますから、できれば、4年間を見据えるとすると、十五、六ぐらいまでのお子さんをお持ちの方が望ましいのかと。

そうか。そうすると、今初めて1人の子を育てているよりも、上に子どもがいて、今、現役の子がいると良いですね。それが良いかな。

それは構わないです。

今、一人っ子が多いからなあ。

こども総務課長 あと、この表の中で、「既に含まれている」とありますけども、今回、保護者選任というのが義務化されましたけれども、その以前は、努力義務ということで、保護者を入れるように努めなければならないというようになっていまして、各区とも保護者委員を入れていたところもあるわけですね。うちの区は、今回の法律の改正に伴って、保護者委員を選任しなくてはならなくなったという、そういう状況でございます。

福澤委員 早く見つけることですね。

市川委員長 数のほうはいかがですかね。

福澤委員 数は、これ、5人を欠けちゃいけないでしょ、本来。だから、今はちょっと変則ということですね。

島崎教育長職務代理者 ええ。定数は、あくまで5人のままで、実際に選任されていない欠員という形になっています。

福澤委員 欠員になっているよね。

島崎教育長職務代理者 ええ。定数条例を制定して、6人にすることができるという法律の改正はなされたんですけども、それが……。

福澤委員 千代田区って、学校は余りないんだから、5人で十分じゃないですか。

市川委員長 数ですね。

堀口委員 今も言った、ほやほやのお父さん、お母さんよりは、もう一人、ある程度、送り出している2人目か——3番目なんていうのは余りないけども、そういう人のほうが幅広い物の見方ができるかな。

福澤委員 それはそうかもしれないですね。

堀口委員 枠を決め過ぎ。反論が出るかな、一般には。

市川委員長 まあ、どなたを選ぶかというのは、区長さんの責任というか、区長さんの守備範囲になるわけですか。だから、我々としては、こういう、例えば女性の方を入れていただきたいというような意見とか、今おっしゃった、1人目じゃなくて2人目の子どもがいる、学校に入っているよというぐらいが良いんじゃないかと。

堀口委員 でも、それは偏見でしょうか。

市川委員長 それも含めて、区長が選ばれることになるんじゃないでしょうかね。

堀口委員 でも、区長さんは、そんなに知っているわけじゃないから。

福澤委員 区長のところには、誰が情報を入れるんですか。

堀口委員 みんなが情報をあげなくちゃ。

福澤委員 情報をあげないと、区長はわからないでしょう。

市川委員長 誰かが推薦したり、何なりするんじゃないですか。自分でやりますという人は、中野区じゃないからいないんでしょうけれども。

福澤委員 それは、確かに、堀口さんがおっしゃるように、経験豊富な、上の子は大分前に育てたけど、大分何年もたってから、また、下の子ができたというような人だって、それは経験があつて良いかもしれないけど、なかなかそういうのは。望ましいという意見を出して、いなけりゃ、それはしょうがないですよ。

市川委員長　　そうですね。偏見ではないですよ。我々としては、そういう方が望まれるということですからね。経験が豊富だということからです。

堀口委員　　うん。でも、燃え上がってやろうというのは、若い方が良いと言われるような気がして。

島崎教育長職務代理者　　質疑の中で、教育委員にはどういう人材が求められるのかということに対して、文科省の中等教育部長は、地教行法の規定によって、人格が高潔で、教育・学術・文化に対し識見を有する者のうちから任命されることとなっている、と。教育行政に深い関心と熱意を有し、大局的な立場に立って教育行政の方針や重要事項を決定し得る識見と能力を有することが必要であると考えますというのが国会での答弁です。

堀口委員　　やっぱり大きな見方ができる人が欲しいな。

福澤委員　　そういう人をどうやって見つけるかが問題なんです。

堀口委員　　どうやって見つかったのか、私たちは……。

市川委員長　　いやあ、それはわかりませんね。

堀口委員　　まあ、良識にお任せして、今みたいなことを少し意見として出したら。

福澤委員　　人数は5人で良いんじゃないですか。

市川委員長　　どうですか、人数は5人で良いんじゃないかと。原則ですし、殊さら増やすでもないかもしれませんね。

　　そうしますと、人数については現状で良いんじゃないか、5人制で良いんじゃないかと、それが1つと。

　　それから、保護者の委員については、なるべく女性をというのと、それから、もう一つ今日出たご意見ですけれども、やはり子育ての経験が——経験というよりも何て言うんですか、2人目が今学校に行っているような方を選ばれたらいかがでしょうかということですよ。経験が豊富だろうからと、こういうことで。どうですか。

堀口委員　　そうすると、任期は。

市川委員長　　任期は、ですから、そういうことであればというか、途中で保護者じゃなくなるというか。

堀口委員　　いや、そうじゃなくて、教育委員というのは教育長が入るわけでしょ。

島崎教育長職務代理者　　はい。

堀口委員　　そうすると、今、あと欠員が1人。今度、その1人の欠員が保護者になるんですか。

島崎教育長職務代理者　　今、欠員が2人。5人のところで、今、3人ですから、欠員が2人になっています。

堀口委員　　わかりました。

市川委員長　　ぎりぎりなんですね、今。教育委員会を開くのに。

　　それでは、当教育委員会としては、そういうようなまとめでよろしゅうございませうか。

(了 承)

市川委員長　　では、そのようにまとめて報告を願います。

島崎教育長職務代理者	はい、かしこまりました。
市川委員長	それでは、他には。 どうぞ。
こども総務課長	資料でお出ししておりますけれども、教育委員会会議録作成の流れということで、確認をさせていただきます。 本年度から、教育委員会の会議録をホームページに掲載するというところで、前回ご議決いただいたところでございますが、先ほども委員長のほうから、まだ1回目が出ていないねということをしていただきまして、今、委員の先生方の署名を待って掲載する予定であります。 それで、流れでございますけれども、教育委員会の開催があつて、反訳委託、納品があつて、校正依頼があつて、私どもの出席管理職がちょっと見ると。その校正・変更を教育委員さんに送りまして、それを事務局へ返送していただくと。それから、決裁、それから、教育委員さんの署名、会議録完成でホームページへ掲載ということで、1カ月ぐらい遅れるような、正式な会議録になりますと、遅れてホームページに掲載するような状況がございますが、そういう流れを、本日確認させていただきまして、このように進めていきたいと考えております。
市川委員長	おおむね9番まで来るのに、会議を開いてから1カ月かかると、こういうことですか。
こども総務課長	まだ、1回目のものができていませんので、そのようになるのかなと。
福澤委員	これ、全部そのまま書くんですか。 いや、前に、他の先生が見る暇がないと言ってたから。前は、私のところへ持ってきて、全部見たんですよね。そうすると、おれって本当に発言が下手だなと思って、つくづく反省させられたんだけど、全部そのまま書いてあるでしょう。あれはもうちょっと、要点だけ書くとかというふうにはできないんですか。いけないんですかね。こういう、やっぱり……。
こども総務課長	前日も23区の状況で、会議概要を公開しているところと、全部公開しているところとありまして、それについていかがいたしましょうということで、全部公開にしていこうということでは議決いただいております。
福澤委員	ああ、そうですか。
市川委員長	いや、ですから、そのときの趣旨は、一語一句テープを起こしたままをとる趣旨ではなかったように僕は記憶しているんですけどね。時々、私は悪い癖で冗談なんか言ったりしますわね。そういうような部分は、本質とは関係ない部分なので、そこまで全部載せるのかということだろうと思うんですよ。
島崎教育長職務代理者	その辺のところは校正しますから、本当に議論と関係ないようなところで出ている部分については、削って構わないと思うんですけど、ただ、意見を要約して、委員さんそれぞれの発言を事務局の責任で要約するとすると、また少し難しいのかなというのがありますので。
福澤委員	その辺は難しいところですけどね。



こども総務課長 ええ。できれば、その辺のところは、不必要な発言等はカットしていただきますけど、あとは原則そのまま載せさせていただいたほうがよろしいのかなど。

市川委員長 たしか、前回、僕はそういうつもりで発言したつもりなんですけどね。冗談みたいなことも言ったりしますし——私の場合はですよ。ですから、そういうところは、自然と、ホームページというか、議事録として載らないんだろうなというふうに思っていましたんですけどね。そういうことで、どうなんでしょうか。

堀口委員  
市川委員長 後で読んでみて、へえっ、何だという部分が出ているなど。  
いや、今までの慣例でもって、議事録の朗読は省略しますと、こうなっていますので。

福澤委員 いや、前は、何か私のところに来ましたよ。それで、目を通していたんですけどね。

島崎教育長職務代理者 順番の決裁でやっていくと遅くなってしまいますから、並行してお送りし、ご発言のほうをチェックしていただいて、返してとやれば、少しは短くなる。

市川委員長 この会議録の最終稿なり決裁というのは、9番まで来ると1カ月ですけど、それまではどのぐらいかかるんですか。

こども総務課長 2週間。

市川委員長 2週間だと、ちょうど2週間に一遍ですからね。やっぱりそういうことはできないんですかね。1カ月というと、もう、かなり前の話になっちゃいますよね。夏休みの注意かなんかを一生懸命ここで議論をしていたのが、夏休み、もう終わりに近い時期になっちゃいますよね。

島崎教育長職務代理者 反訳原稿ができた時点で、それぞれの教育委員さんにお送りして、確認していただくという。

市川委員長 例えば、ここで議会の経験、事務局の経験のある方はいらっしゃいますか。どうなっていますか、議会なんかは。

こども支援課長 議会はもう、結局、昔は要録でやっていたんですけど、今はテープ起こしは全文です。そのほうが要約の手数が入らないんですよ。

市川委員長 そうすると、それは議員が署名しますよね、あれ。署名人が署名するまでは公開しないということですか。

こども総務課長 そうですね、もちろん。

こども支援課長 すみません。要約をやっていたのは委員会ですので、すみません、本会議については、一語一句やっていました。

市川委員長 それは、書いた原稿を読んだり、書いた原稿で答弁したりするからできるのかな。

こども支援課長 テープをとってありますから。

こども総務課長 常任委員会のものは、議事録は概要がぽんと出てくるよね。あれは公開しているの。

こども支援課長 あれは、公開していますね。

こども総務課長 している。  
 こども支援課長 議事録は10年以上前だから、どうだったかなと、記憶が。  
 市川委員長 例えば、署名して正確な議事録になるんだけど、それ以前に、仮のとい  
 うか、そういうことってできないんですかね。  
 こども総務課長 7日後の、今、事務局のほうから、反訳の校正依頼のあたりで、10日ぐら  
 いでは、概略ですがお出しはできると。  
 市川委員長 いや、私ばかりしゃべってばかりいるんですけど、どうでしょう、1カ  
 月たないと公開できないというのは。確かに、それはもう、正式にはそう  
 いうことになるんでしょうけど。  
 こども総務課長 3の第1次校正原稿で、教育委員さんに見ていただいた段階で、よろしい  
 ということであれば、私のほうは、公開するのは、少しは短縮できる。  
 市川委員長 それも1つですよ。  
 こども総務課長 教育委員さんのほうでまだちょっと見ていないところを、私ども出すの  
 は、ちょっとまずいなと思いますので。  
 市川委員長 だから、これで言うと、4番が終わったところで各委員さんに郵送なりな  
 んなりしてもらって、それで、郵送して注を入れてもらって、返送した段階  
 で確定する。確定というか、ホームページに、仮ですよというようなこと  
 を。  
 島崎教育長職務代理者 それで、1カ月後に正式に、チェックしたものができて。  
 こども総務課長 正式にチェックしたものが出ると。  
 市川委員長 それなら、結構早く出ますよね。  
 こども総務課長 2週間ぐらいで。半分に短縮ができると思います。  
 市川委員長 どうでしょうね、進め方として。  
 福澤委員 良いんじゃないですかね。  
 市川委員長 ねえ。ホームページに載せるのに、もう1カ月たったものなんか、見たく  
 ないですもんね。見る気がしないですよ、情報として。どうですか。  
 堀口委員 仕事が増えるなあ。  
 市川委員長 それは思いますよね。  
 こども総務課長 とりあえず、そういうことで進めさせていただきます。  
 市川委員長 ちょっと一遍やってみて。  
 こども総務課長 一度やらせていただきます。  
 福澤委員 自分の発言のところだけチェックすれば良いんでしょう。  
 こども総務課長 そうです。  
 市川委員長 僕は色々な委員をやった経験があるけど、一度もチェックしたことがない  
 ですね。もうそのままが良いと。冗談まで入っているのもありますけどね。  
 まあ、そうもいかないでしょうから。  
 では、そんなことで、ちょっと検討していただくということで、どうでし  
 ょうか。

(了 承)

市川委員長 それでは、次に参りたいと思います。次は、九段中等教育学校の校舎改修

というようなメモが入っていますが。

それでは、本日午前中に、九段中等教育学校の学校経営評議会がございまして、そちらの意見というか要望ということで、教育委員会の方へ上げてくれという要望がございましたので、ご説明させていただきます。

かねてから、九段中等教育学校の、特に九段校舎につきましては、今年の3月に都から委譲を受けまして、その後7月、8月で現況調査ということで、施設の老朽度等を調査したところ、老化が著しいということで、改修するということは大筋決まっておりますけれども、そのために今回、21年度予算では、3,000万円の大規模改修基本設計、実施設計費が計上されております。

その予算の概要の報告では、ここに書かれているように、21年度は基本設計、実施設計、22年度改修、23年1月の完成を目指すという表現になっておりました。

23年1月完成を目指すということでは、逆算していきますと、九段校舎の施設改修云々があるわけですが、それ以前に九段校舎の仮校舎をどこかに確保していかななくてはならないというのが出てまいります。

まず、九段校舎の代替施設ということで、1つはグラウンドにプレハブを作ってやっていくか、それとも、もう一つは、富士見小学校、旧九段中学校へ移転中ですが、そこの富士見子ども施設が完成する平成22年4月以降、富士見小学校が富士見子ども施設に移転した後に、旧九段中学校の校庭にプレハブを建てたり、今の旧九段中学校校舎を活用しながら改修していくということで、そういう問題点、課題については既にお知らせしたところでございます。今回予算の3,000万円の基本計画、実施計画を組む前に、九段校舎のグラウンドに仮校舎を設置するための予算措置をしてもらえないかという、そういう要望であります。

それで、1つは、現在3,000万予算計上してあるわけですが、それについて、仮校舎の基本設計、実施設計に使うことが可能かどうかということと、もう一点は6月の補正予算にプレハブの工事ということで、今、施設経営課のほうが見積もりを出しておりますのは、おおむね2億5,000万ほどになっております。それと、改修工事の実実施設計費ということで、これは現在の3,000万では到底足りない数字なので、7,000万ほどの実施設計費を補正予算でかけていただけないでしょうかという、そういう要望であります。

その後、九段校舎の改修に当たっては、今回ご説明させていただきました発達障害支援体制の研究内容、こちらの提言等を受けたことを、施設改修に当たって反映させるという、そして、22年、来年の4月から九段校舎の改修工事を行っていきたいという、そういうスケジュール案が出てきたので、教育委員会として一定の方向性なりを検討いただきたいというように考えています。

富士見校舎とか富士見子ども施設とか旧九段中とか、そういう名前を出すと、色々わかりにくいんですけども、簡単に申し上げますと、九段校舎の隣

にあるグラウンドに仮校舎を建てて進めていきたいということでありませう。ただ、私のほうの問題点とすると、生徒の授業に、工事期間中影響があるだらうということと、グラウンドに建てた場合に周辺住民のほうから苦情が想定されるというのは、一応、問題意識としては持っております。

市川委員長 ということなんですか。

こども総務課長 はい。

市川委員長 ということは、この第1案、第2案みたいな、今日、評議会で言われたことは、とにかく6月補正にかけて欲しいと。プレハブの工事費も、当然のことながら予算を要求して欲しいと、執行させてくれということを教育委員会にこの場で議論してもらいたいと、こういうことなんですか。それでよろしいんですな。

こども総務課長 そういうことです。

市川委員長 ですから、要するに、プレハブを現九段校舎の敷地に建てて、それで工事を進めてくれと。他のところだと、もう少し日数がかかってしまうということですよ。

こども総務課長 そうですね。例えば、旧九段中と言いますが、旧九段中学校のところは、富士見子ども施設の完成が来年の4月ですので、その移転後になりますと、やっぱり半年以上は遅れるというのが大きな事由でありまして、まず、プレハブを作ってもらって、そういう準備から進めたいというのが中等教育学校側の要望であります。

市川委員長 それはもっともな方法だろうという気がするんですけどね。どうでしょうか。

堀口委員 グラウンドが使えなくなってしまう。運動はどうするんですか。

こども総務課長 その辺は、多分、今でも区内の外濠公園を使ったりしていますので。

堀口委員 外濠公園。

こども総務課長 ええ。四谷の。

堀口委員 四谷のあそこまで。

こども総務課長 ええ。部活で使ったりしておりますけども。

堀口委員 あの上智の近くのあれですか、それじゃなくてこっちの。

こども総務課長 区民体育大会をやるところ。ああいうところで部活をやったり、区内の旧今川中学校を使ったりなんかしておりますので。

堀口委員 普通の体育の時間は。

こども総務課長 普通の体育は、今はこちらでやっておりますけども、そこはグラウンドに仮校舎をつくれば、違う方法を考えなくちゃならないと思います。その辺も問題点としては。

堀口委員 すごく大変ね。

福澤委員 これ、仮校舎がなければ工事はできないんでしょう、プレハブを建てなきゃ。仮校舎がないと、工事ができないわけでしょう。

こども総務課長 そういうことですね。

福澤委員 だから、どっちにしろ、グラウンドに建てざるを得ないわけ。他に建てる

ところがあればともかく。

こども総務課長 それが、22年の4月以降ですと、今、旧九段中へ移転中の富士見小学校が富士見子ども施設に移行するので、空き校舎になるわけですね。

福澤委員 そうか。

堀口委員 だから、旧九段中学校。

こども総務課長 ええ、九段中学校。ただし、その校舎とグラウンドに仮校舎を作らないと、収容できないというか全員入れないので。考えられるのはその2つ。

堀口委員 そうすると、今ある九段校舎のところのグラウンドは運動に使えるわけですね。

こども総務課長 そういことですね。ただ、工事をやっていますから、多分ネットを張って、そういう安全に配慮したネットを張って、グラウンドは今より狭くなりますけども、使えないことはないということです。ただ、重機の搬入とかそういうのがありますから、どこまでというのは、ちょっと想定できませんけども。ネットを張ったりなんかして、安全策を講じた上で使うことになるんだらうと思います。

堀口委員 うちの息子も都立九段高校にいるときに、何か運動場を使えない時があっても、何だか勝手よく過ごしていた。今度聞いてみますけどね。

こども総務課長 そうですね。いつグラウンド整備をするなり、いつ仮校舎を作るかということによって、今度、学年のところで、影響を受ける学年が出てきますね。今年度プレハブを作ってしまうと、今、6年生がいますけど、来年になりますと、今の6年生が卒業しますから、そういう影響の年次が違ってくるといのはあるんだと思いますけども。決めたら決めたと、影響を受けるところは色々違ってくるといことですね。

堀口委員 もう一つ、横断歩道、あそこに橋を付けるとか、廊下を付けるとか、空中の通路。それも今度の工事の中に入っているんですか。それは、まだ反対されていてできないんですか。

こども総務課長 要望としてありまして、学校側の要望としてはあるんですね。ただ、その辺を、一回、立ち消えになっちゃっていますので、再度、連絡通路を付けるとなれば、近隣の地域の方から反対があるかと思ひます。それで、私もこの4月早々にそういう話があるといこと、麹町警察署の交通課長さんのところに行ってきましたら、やっぱり周辺から反対があったら、警察はもう何もやらないんですよ。とにかく……。

堀口委員 いや、私はこの前——ごめんなさい、お話を中断して。私が、この前もお話したんですけど、地域の方たち、本当にあそこの住民で、昔から住んでいる住民の方たちは、むしろあそこで学校がきちっと発展していくのは賛成だと思ひます。もし、あの近くのマンションに住む方たちが反対するんあれば、地域のそれこそ町会や保護者たちの力をもっともって聞いてやれば、私は反対する人は少ないんじゃないかなと思ひますけど。

こども総務課長 警察も幅広く周知して、いざ工事が始まったら反対というのはやめてもらいたい。事前に十分周知を図って、反論がないようだったら警察も協議していくということなんですね。だから、その辺が、何か改修しますよ、通路を作りますよというのを出したときに、どういう反論が来るかというのは不明ですけども。

堀口委員 根回しという。

こども総務課長 今、委員がおっしゃったように、それは学校も、私なんかも、地域も、その反対者を説得していかざるを得ないだろうなというように思います。

市川委員長 これ、いかがでしょうか。どこかで、しかし、不便が起こるわけですよ、学校側としては。

福澤委員 どうしたって不便は起こりますよね。だから、それは早くやることをとるのか、さっきおっしゃったように、少し時間をかけて、それによって旧九段中学校を使うんだったら、それが使えるのを待つか、どっちが良いかということですよ。

こども総務課長 本当にそのとおりでいいですね。それで、グラウンドに作ると、色々問題点もある。だけど、富士見小学校の移転後を待っていたら、実際には、整備がそれだけ遅れるという、そういうことがありますので。それで、今決めて、後で言われても、ちょっとつらいものがありますね。

福澤委員 整備が遅れると、何か支障があるんですか。例えば、耐震性で危険があるとか。

こども総務課長 いや、それはないと思いますけども、九段中等教育学校からすれば、もう、区に委譲されたし、老朽度調査をやって、早く生徒たちのために良い校舎を作ってもらいたいというのが、良い校舎というか、大規模改修してもらいたいというのが大きいんだと思います。

島崎教育長職務代理者 要するに、少人数教育に合った形への教室配置にしてほしいとか、今、教室が道路を挟んでまいたいでいるので、その往復にかなりの時間がかかってしまうし、交通安全上の問題もあって、それも前から、保護者からも強い要望を受けていて、早くその辺の条件を整備して、より望ましい良い教育環境を一刻も早く整えてほしいというのが、保護者なり、現場の生徒からの要望にはなっていると思います。

市川委員長 一刻も早くということであれば、もう、議論の余地がないよね。

福澤委員 グラウンドが使えないのも、これはしょうがないということじゃないですか。

市川委員長 ですよ。委員さんの意見としては、もう、早く教育環境を整えてくれと、こういうことなんでしょうから。途中で何かを放つてもと言われても、もう事業にかかってしまえば、そこからというわけにはいかないわけでしょう。むしろ、本当に学校として、あるいは、今日の場合は、評議会として早くやってくれということであれば、それはやるべきじゃないですか。

福澤委員 それで良いんじゃないですかね、こういうことは。

市川委員長 反対というの、よく話し合ってもらえばわかるという、堀口委員からも

ありましたけれども。反対を恐れずといたら、ちょっと何とも言えませんが、だめですよ、こういうことは。

福澤委員  
市川委員長  
子ども総務課長

それは、反対は必ずありますよ。

それはもう。

あと、プレハブの設置についての見積もりがここにも出ていますが、2億5,000万ほどあるんですが、仮校舎を作る場合、私はどこに仮校舎を作っても、2億5,000万なり2億円弱ぐらいかかると思うんですね。それを何カ月かで本校舎の整備が済むとすると、これですと、23年1月ですか、そこまで作ってから、1年間でそれを壊すことになるんですけども、それが税を使うところでもったいなくないかというのも、私のほうからすると1つの問題点として出して。

市川委員長

でも、それは旧九段中のところへ作っても、プレハブは建てるでしょう。

子ども総務課長

そういうことです。

市川委員長

だったら、同じことじゃないんですか。

子ども総務課長

2億弱は、多分、旧九段中のほうでもかかると思います。

市川委員長

ここは旧九段中の施設をそのまま使って、プレハブを建てないで済むということじゃないんでしょう。だったら。

子ども総務課長

じゃないですね。あそこは中学校分しか入らないので。

市川委員長

現に、中学校は改修する必要が今ないんでしょうからね。でしょ。

子ども総務課長

はい。

市川委員長

高校の部分というか、旧の九段高校に入っている子どもたちのことを考えれば良いということでしょう。だったら、費用は同じですよ。

子ども総務課長

ほぼ同じく。そんなに違わない。

市川委員長

だから、費用のメリットがあるとは思えない。そうであれば、やっぱり、もうゴーサインを出してもらって、やるという方向で進むべきじゃないんですかね。

子ども総務課長

今日は、私のほうの説明で、ゴーサインを出すような説明をするのか、違う方向で説明するのと言われたんですけど、私のほうは中立で——中立というか、進めたいのは進めたいんですけども、色々、そこでは問題点もありますよというのは正確に申し上げておかないと、例えばさっき言った、グラウンドが使いえなくなるとか、グラウンドに作るのも、やっぱり近隣などの苦情は想定されるだろうなということとか、これは教育委員会にも情報提供をさせていただいた上でとっておりました。

市川委員長

いや、ですから、その説明を行った上で、福澤委員もそうでしょうし、堀口委員も、ですよ。もうゴーサインを出したらどうだと。学校がそういうことを望んでいるんだったら、そうすべきじゃないかというのが委員会としての意見ですけどね。

福澤委員  
市川委員長

そうですね。

そのようにご理解をいただきたい。事務方としてはね。

では、本件はこれでよろしゅうございますか。

(了 承)

市川委員長

時間がだんだんなくなってきちゃったんですが、まだ、報告がありますか。

副参事(特命担当)

はい。では、私のほうから。

書類のほうは、提出してございませんけれども、昌平小学校の給食で牛乳瓶の破損事故がございました。それについてご報告申し上げます。

4月16日の木曜日でございます。給食時に、児童が飲んだ牛乳から、ちょっと破片が出たということで、児童から担任のほうに訴えがございまして、それにつきまして、すぐに担任が調査をした結果、5年1組の男の子がそういう形で口から出したということでございます。それ以外にすぐに調査をいたしましたら、1組の生徒の中で、飲み終わってしまった人もあったんですが、飲み口のところが少し欠けていたと。それは飲んだかどうか、ちょっとわかりません。あと、5年2組のところで、牛乳瓶、ビニールがあって、また、紙のふたがございまして。そのビニールを外したときにちょっとガラス片が落ちたので、もう、その子は飲まなかったという形で、この3名につきまして、そのような事故があったということでございます。その後、確認をいたしましたところ、5年1組、5年2組から、計5本、やはり破損をしたものがあったということでございます。

これは何で起こったかと言いますと、委託業者が給食の牛乳瓶の配缶を運ぶ際に落としてしまって、牛乳瓶が数本割れたということでございます。残りのものにつきましては、一応点検をしまして洗浄消毒を行ったんですけども、先ほど申しましたビニールをかぶっておりまして、ふたのところの部分がしっかりと点検し切れなかったものが3本と5本、計8本あったというようなことでございます。

破片を飲んで出したお子さんも、けがはございませんでした。学校側はすぐに対応いたしまして、その特定しました3人につきましては、担任・校長のほうから、個別に保護者に、こういうことがございましたというご連絡を差し上げました。

あと、5年生のクラスにつきまして、夜間でございますが、電話連絡網を使って事故の概要をお話しして、体調にもし何かあれば、すぐに学校に連絡をするというような形の連絡をしてあります。

そして、翌日に、校長名で、こういう事故がございましたということと、申しわけございませんでしたというお詫びの文書という形で、周知の文書を流したところでございます。

事務局といたしまして、当日、私は行けませんでした。育成・指導課長と担当主査が、学校で被害の状況を確認いたしました。

それから、翌日、委託業者、ニッコクトラストですが、こちらから事故の報告を受けて、私から嚴重の注意を行ったというところでございます。



誠にこういう事故が二度と起こらないように、私ども教育委員会も指導をさせていただきたいと思いますが、そのような事故が起こったことに対して、申しわけないと思っております。

以上でございます。

市川委員長

何かご発言はありますか。よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

市川委員長

はい。

他に。

育成・指導課長

育成・指導課から、もう一点お願いします。

長くなって恐縮ですけれども、先日、国の学力調査と区の独自の達成度調査を実施しましたので、簡単に報告をさせていただきます。

文部科学省が主催しております全国学力調査、学習状況調査についてですけれども、4月21日火曜日に、対象は小学校6年生と中学校・中等教育学校の3年生、延べ約960人を対象として、国語と算数・数学について実施いたしました。この結果につきましては、9月中に個人票とそれから学校の資料が文部科学省から戻ってくる予定でございます。

次に、区の独自の達成度調査でございますが、これは4月23日木曜日に、小学校4年生、5年生、6年生、延べ約1,400人を対象として、国語、算数、理科、社会、4教科実施いたしました。中学生については、5月14日木曜日に、中学生全学年を対象にして、先ほどの教科に英語を加えて、5教科で実施する予定でございます。

この区達成度調査につきましては、7月上旬に個人票を各児童・生徒に配付いたしまして結果を伝えるとともに、夏休み前の面接等で活用する予定です。それから、7月中旬に学校ごとの状況をまとめた、分析したカルテを仕上げまして、これを夏休みの間に各学校で成果と課題を検証し、指導・改善プランを作成する予定であります。全教員がこの指導・改善プランを作成しまして、8月下旬に指導・改善プランをホームページで公表する予定でございます。

また、概要がまとまりましたところで、改めて報告をさせていただきます。

市川委員長

はい。

何かご発言はありましようか。よろしゅうございますか。

堀口委員

これ、新聞で結構言われていましたね。この全国調査は、9月になってデータが出て、それを子どもたちに反映させることはできないと。だから、ここでの区の独自の調査というのは、それを加味して、何か変えるという意味ですか。

育成・指導課長

はい。国のほうもそういうご意見があつて、開始当時よりは2カ月程度早くはなっているようですが、規模も大きいので、9月ぐらいになってしまうというように聞いております。区のほうは、今年の指導に生かすということで、夏までにまとめて、夏以降にすぐ使ってくださいということになると思

堀口委員  
市川委員長

います。

ご苦労さまです。

それでは、他にありますか、課長から。よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

市川委員長

それでは、なければ、秘密会のほうに移りたいと思います。